

《中野区哲学堂弓道場 ご利用のご案内》

2018年7月1日改訂

▼会員登録について▼

- 中野区哲学堂弓道場を団体で貸切利用されるには**団体登録**が必要です。登録料は無料です。
※既に弓道場において団体登録を行っている方の**2重登録**は出来ません。
- 個人利用（弓道のみ）には**個人登録**が必要です。登録料は無料です。※下記「個人登録の手続き流れ」参照

【**団体登録の種類**】 登録窓口◆哲学堂公園管理事務所 窓口受付時間◆9時～17時

1. 「弓道団体」＝弓道団体優先使用日にご利用頂けます
20歳以上の方*1を代表として、構成員のすべてが哲学堂弓道場の個人利用が認められた方で、過半数の方が以下①～③のいずれかに該当する5名以上の団体
 - ①中野区内にお住まいの方
 - ②中野区内の事業所に勤務する方
 - ③中野区内の学校に通学されている、中学2年生以上の中学生、高校生、大学生、専門学校生の方
 ※1 学校の部活動顧問又は20歳以上の有段者（公益財団法人全日本弓道連盟認可4段以上）

2. 「弓道以外の種目団体」＝弓道以外の種目の団体優先使用日にご利用頂けます
20歳以上の方を代表として、構成員のすべてが小学生以上で、過半数の方が上記①～③のいずれかに該当する5名以上の団体

【登録に必要なもの】

有効期限内の下記書類で、現住所、氏名及び生年月日記載のもの

- 運転免許証・運転経歴証明書 ●健康保険証 ●住民基本台帳カード（顔写真付き）
- パスポート のいずれか

※在勤者は在勤証明書も併せて必要（ただし健康保険証で中野区内の事業所であることが分かる場合には、在勤証明書は不要）

※在学者は在学証明書も併せて必要（ただし、生徒手帳、学生証に住所・氏名・生年月日の記載があれば、在学証明書は不要）

- ※ 代表者（申請者）の方は**証明書類の原本**をお持ち下さい。構成員の方はコピーでも構いません。（健康保険証、運転免許証で裏面に住所が記載されている場合は、両面のコピーが必要になります。）
- ※ 有効期限の切れた証明書類はご利用できません。
- ※ 在勤証明書、在学証明書以外の証明書類は、確認後お返しいたします。
- ※ 住民票は、本人以外の家族でも取得ができるため、証明書としては認めておりません。
- ※ 公共料金領収証など住所が記載されたもの、デジタル機器での写真提示は証明書として認めておりません。

*上記の証明書類をお持ちになって、午前9時から午後5時までに、哲学堂公園管理事務所窓口にお越し下さい。登録申込書に必要事項を記入していただき、証明書類との確認を行なった後、会員証を発行いたします。

【個人登録の手続き流れ】

1. 個人登録は、中学2年生以上で弓道に使用する弓具一式を有する3級相当以上の方が対象となります。
2. 弓道場を初めて個人利用される方は、安全指導員*2の認定が必要となります。弓道場券売機で使用券を購入の上、受付で名簿に氏名等を記入してください。
※2 安全指導員の配置日：水・木の午後、夜間、第2・4土曜日の午前・午後
指定管理者の事業などにより個人利用ができない場合は、安全指導員の認定もできませんので、事前に哲学堂公園管理事務所までお問い合わせください。
3. 個人利用の認定を受けた方は弓道個人使用申請書に必要事項を記入してください。
4. 安全指導員、施設管理者の確認・承認後、登録手続きが完了となります。*3
※3 中学生の場合は、申請書のほかに、誓約書を必ず提出してください。

▼施設概要▼

- 【**開場時間**】 午前9時～午後9時30分（通年）
- 【**休場日**】 9月第1木曜日、年末年始（12/29～1/3）
- 【**使用区分**】

	曜日	月	火	水	木	金	土・日	
	週						1・3・5	2・4
午前	9:00～12:30	外	団	個	外	団	団	個
午後	13:30～17:00	外	団	個	個	団	団	個
夜間	18:00～21:30	外	団	個	個	団	外	外

※団→弓道団体優先使用日 個→弓道個人使用日 外→弓道以外の種目の団体優先使用日
※弓道以外の種目…軽体操、太極拳など その他哲学堂公園管理事務所に相談ください。

【弓道場の団体貸切使用方法】

（1）弓道の団体優先使用日の申し込み方法

	2ヶ月前の月の初日	2週間前	1週間前	使用日
弓道団体の申込	○	○	○	
弓道以外の団体の申込		○	○	

- ◎1週間前までに団体申し込みがない場合は、弓道個人使用日となります。
- ◎社会教育団体による大会、教室が予定されている枠についてはご利用できません。

（2）弓道以外の種目の団体優先使用日の申し込み方法（矢道のみを使用になります。）

	2ヶ月前の月の初日	2週間前	1週間前	使用日
弓道以外の団体の申込	○	○	○	
弓道団体の申込		○	○	

◎1週間前までに団体申し込みがない場合は、弓道個人使用日となります。

- ◇団体での貸切使用の申込は、「中野区 施設予約システム」より、空き状況の照会や予約などを行ってください。上記システムは、パソコン、スマートフォン、携帯電話、利用や端末機からご利用いただけます。なお、事前に団体登録をした上でお申込ください。
- ◇使用料のお支払いは予約日から14日以内（利用日まで14日未満の場合は利用日の前日まで）に、哲学堂公園管理事務所まで前納してください。
- ◇既に利用料金を支払った場合で、利用日の10日前までに取り消しをする際は、利用料金の2分の1相当額を還付します。お支払い時にお渡しした利用承認書兼領収書を哲学堂公園管理事務所までお持ちください。

▼登録後の利用方法について▼

パソコン	9時～22時	アドレス	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/grb_init
スマートフォン	9時～22時	アドレス	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gsm_init
携帯電話	9時～22時	アドレス	https://yoyaku.nakano-tokyo.jp/stagia/reserve/gmp_init
利用者端末機	9時～20時	哲学堂運動施設、上高田運動施設、なかのZERO、野方区民ホール なかの芸能小劇場、中野体育館、鷺宮体育館に設置	

※空き状況の照会・キャンセルは、原則24時間行えます（パソコン・スマートフォン・携帯電話のみ）

●メールアドレスの登録

「中野区 施設予約システム」からメールアドレスの登録が可能です。メールアドレスを登録すると、申し込み内容や抽選結果について、システムからお知らせメールを受け取ることが出来ます。

【利用料金】 ※2018年7月より、施設使用料金が改定されました。

◆団体貸切使用料

	午前	午後	夜間	全日
平日	4,900円	7,400円	10,400円	19,100円
土日祝日	6,100円	9,100円	12,400円	23,900円

◆個人使用料

	1回券 (1区分あたり)	回数券 (12枚綴り)
中学生 (※中学2年生以上)	300円	3,000円
高校生以上	610円	6,100円

▼会議室の使用について▼

1. 会員登録

- ◇弓道場会議室を利用されるには、団体登録が必要です。個人利用はできません。登録料は無料です。
- ◇登録後は哲学堂弓道場・弓道場会議室がご利用いただけます。
- ◇既に登録を行っている方の2重登録は出来ません。
- ◇使用日の2ヶ月前の月の初日から前日までの間に、「中野区 施設予約システム」よりお申し込みできます。

2. 使用目的

- ◇会議利用に限ります。

3. 使用料金 ※2018年7月より、会議室使用料金が改定されました。

午前 (9:00~12:30)	午後 (13:30~17:00)	夜間 (18:00~21:30)
500円	500円	500円

- ◇予約後、2週間以内に哲学堂公園管理事務所に利用料金をお支払いいただき、予約の確定となります。この期間にお支払いが無い場合、仮予約をしていても無効となりますので、ご注意ください。
- ◇弓道場の団体利用と同日時間帯を使用する場合は使用料が免除となります。

4. 予約の取り消しについて

- ◇利用日の3日前までは、無料で予約の取り消しができます。
- ◇利用日当日、前日、前々日は取り消しができません。利用の有無にかかわらず、利用料金をお支払いいただくこととなります。

5. 弓道場ご利用上の注意点

- ◇弓道場内は素足禁止となっています。必ず、靴下等をご持参ください。
- ◇弓道場の弓道団体利用時には、公認指導員^{※4}の資格を有する方、学校の部活動顧問、または安全面・技術指導のできる4段以上の有段者^{※5}を必ず配置してください。
 - ※4 公益財団法人日本体育協会公認
 - ※5 公益財団法人日本弓道連盟認可
- ◇弓道場には駐車場がございませんので、自動車でのご来場はお断りしています。

▼問い合わせ先▼

＜予約システム、弓道場で開催されるイベント、団体登録などに関して＞

哲学堂公園管理事務所 〒165-0024 中野区松が丘 1-34-28

TEL : 3951-2515

＜個人登録、安全指導員の配置状況などに関して＞

哲学堂弓道場 〒165-0024 中野区松が丘 1-34-28

TEL : 3951-5416

西武新宿線「新井薬師前」駅から徒歩12分

